

## 箕面市学校徴収金システム構築業務仕様書

箕面市学校徴収金システム構築業務については、以下のとおりの仕様とする。

**業務（1）****1. 業務名**

箕面市学校徴収金システム（以下、「本システム」という。）構築業務

**2. 事業目的**

学校を取り巻く環境の多様化による事務の複雑化に伴い、教職員一人一人が担う業務量が増加してきており、教職員が本来業務に注力する時間が圧迫されている。「教職員の働き方改革」を強力に推進するため、学校でしかできない事務以外のすべての事務を集約処理する学校事務センターの業務を開始する。

特に、学校負担の大きい学校徴収金（学校給食費、学用品費、積立金、生徒費、部活動費、スポーツ振興センター掛金、PTA 会費等の徴収）業務を、学校事務センターで集約処理することで教職員の負担を大きく減らし、本来教職員が注力すべき業務に注力できる環境を整える。この集約処理にあたり、学校徴収金システムを導入して効率的に運用する。

**3. 履行期間**

契約日の翌日から平成31年3月31日

**4. 履行場所**

市庁舎（箕面市西小路四丁目6番1号）等

**5. スケジュール**

本番環境の稼働開始は、平成31年2月1日を想定しており、平成31年1月末までにシステム開発、データ移行及び動作検証を終えることが必要と考えている。ただし、箕面市教育委員会と協議のうえ、一部の機能については、履行期間内に段階的に納品することができる。

**6. 主な業務内容**

以下の各項目及び本システムを導入し、稼働させるために必要な作業一切を含むものとする。

(1) 本システムの設計・調達・設定・調整（本市担当者との打ち合わせを含む。）

(2) 本システムの稼働に必要なハードウェアの設計・調達・設定・調整

①本システムが安定稼働するスペックとすること。

- ②クライアント端末の設置・設定を含む。
- ③ネットワーク機器の調達・設置・設定を含む。
- ④納入物品の所有権は、受託者から本市に移転し、同時に、その納入物品は本市に対し引渡されたものとする。
- ⑤これに必要な本市担当者との打ち合わせを含む。
- (3) 本システムの稼働に必要なソフトウェアの調達・インストール・設定・調整
  - ①クライアント端末へのインストール・設定・調整を含む。
  - ②これに必要な本市担当者との打ち合わせを含む。
- (4) ネットワークの設計・調達・設定・調整
  - ①信頼性、安全性の高いオンプレミスを導入すること。
  - ②これに必要な本市担当者との打ち合わせを含む。
- (5) 他システムとのデータ連携構築
  - ①各連携先から提供されたデータを加工して取り込むこと。
  - ②これに必要な本市担当者及び他システムベンダーとの打ち合わせを含む。
- (6) 本システムへのデータ移行計画の作成、データ移行及び移行検証作業
- (7) 本市セキュリティポリシーを踏まえた対応
  - ①個人情報扱う本システムにおいて、本市セキュリティポリシーに準拠したセキュリティ対策を施したシステムの導入及び運用・保守体制をとること。
  - ②これに必要な本市担当者との打ち合わせを含む。
- (8) 稼働に向けて必要となるテスト作業やドキュメントの作成
- (9) 運用にあたって必要となる諸検証作業
- (10) 本システム導入にあたっての研修計画の作成と、本市職員への研修の実施
- (11) マニュアル等、本システムの稼働にあたり必要なドキュメントの作成
- (12) 本稼働立ち会い

## 7. 全体要件

- (1) システム環境
  - ①サーバ機は、自庁（本市上下水道局庁舎）オンプレミスとする。
  - ②原則、サーバ機は、定期的なパッチ適用、バックアップ、夜間、日次、週次、月次等のバッチ処理等様々な運用が可能であり、自動運転等、職員負担が少なく、効率的なシステムであること。また、全てのパッチ処理は、自庁オンサイト方式とする。
  - ③システム保守、運用は、自庁オンサイト方式とし、受託者法人所在地等からのリモート保守、運用は不可とする。
  - ④導入するパッケージシステムは、原則、Web方式で処理されること。
  - ⑤各クライアントからアクセスできる共有フォルダー（ファイルサーバ）を作成すること。
  - ⑥クライアント端末については、システムが安定稼働するスペックとすること。また職員が統計データ等の大容量データの加工作業をする場合を十分考慮すること。
- (2) システムセキュリティ

- ①本システムは、学齢簿情報を始めとした多くの個人情報を取り扱うため、システム利用者権限の設定等、個人情報保護が確立されていること。また、コンピューターウィルス対策として、外部媒体によるパターンファイル更新等の対策が講じられていること。なお、ウィルス対策のためのソフトウェアの選定等については、委託者と協議の上、決定するものとする。
- ②本システムは、アクセスログ及び操作ログを必ず記録すること。なお、ソフトウェアの選定等については、委託者と協議の上、決定するものとする。
- ③本システムは、Windowsログイン時に二要素認証とすること。

(3) システム開発

本システム開発、修正及び追加の作業については、他の自治体での豊富な知識と経験を有する業務に精通した従事者が実施すること。また、当該従事者は、本市職員に対し、システム全般について十分に説明する責任を負うこと。

(4) その他

- ①本システム構築において、当初の想定と実態に大きな齟齬、乖離のあることが明らかとなった場合は、速やかに抜本的な見直しや、構築の中止を視野に入れた協議を行うこと。
- ②業務パッケージに実装される標準機能については、システム運用保守内で定期的に機能強化を図ること。
- ③法改正に対する改修費は、システムの根幹に影響するような大規模改修や国や府からの補助金交付の対象となる改修を除き、システム保守内で対応することで追加費用が発生しないものとする。
- ④EUC 機能等を用いて、汎用的に利用者が必要なデータを抽出できること。
- ⑤本仕様書に定めのない事項又は本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、双方が誠意をもって協議の上、決定するものとする。

## 8. ハードウェア要件

(1) システム機器調達、設定等（セットアップを含む）

①機器調達

以下に指定する機器について調達すること。なお、本システムが安定稼働する機器を選定し、調達すること。

また、以下に示す機器以外にも、本システムの稼働に必要なミドルウェア・ネットワークシステムが安定稼働する機器を調達すること。

なお、本契約にて調達する機器については、同等以上の機能を有するものであれば、異なる構成でも可とする。

◆本市サーバーールーム内に設置

- サーバー（管理用のディスプレイを含む） 一式  
 ※最大クライアント10台までシステムが安定稼働すること。  
 （本システム構築業務に必要な設計とすること。）
- クライアント端末 1台

- 二要素認証に必要な機器 一式
- セキュリティ USB メモリ 16G 2個

◆市役所本庁舎に設置

- クライアント端末 7台
- 二要素認証に必要な機器 一式
- プリンタ（両面ユニット搭載） 1台
  - ※A4・A3 片面印刷で 30 枚/分 以上であること
  - ※給紙ユニットの容量は 750 枚以上であること
- 予備トナー（A4 用紙、15,000 枚分） 1台
- パソコンラック（プリンター設置可能タイプ） 1台

※クライアント端末は、全端末「OfficePro2016 アカデミックライセンス」及びウイルス対策ソフトがインストールされていること。

②機器設定

サーバー機を本市サーバーールーム内に設置し、当該サーバー機と全クライアントをつなぐネットワーク設定をすること（ただし、ネットワークの設定の一部は本市が別途契約して実施するため、委託者から払い出す IP アドレス等の設定をすること。 ※ネットワーク概要図（別紙 3）参照）。

(2) システムの稼働時間

本システムの稼働に必要な全機器は、データバックアップ、再起動等を除き、日～土の 8:00～20:00 の間 3 6 5 日稼働すること。

(3) データの保護

データへのアクセスは、アクセスログを保持できること。また、サーバ内のデータについては、ハードディスク障害あるいは不慮の事故に対しデータが消失することがないように、ハードディスクの RAID5 構成とすること。

(4) ハードウェア稼働保守

全ハードウェアは、保守対応による 6 年以上の継続利用を担保すること。ただし、当初 1 年間は、瑕疵担保責任に基づき無料保守とすること。

9. ソフトウェア機能要件定義

本システムにおけるソフトウェアは、以下の要件及び「学校徴収金システム機能要件書」に示す機能を満たすこと。「学校徴収金システム機能要件書（別紙 4）」に記載されている内容を十分に読み取ること。

(1) 要件定義

- ①マスター情報は、学齢簿システムを基盤とすること。
  - データ連携時の留意事項として、外字対応すること。なお、外字環境は JIS2004 とする。外字対応の方法は、本市が提供する EUDC.TTE ファイルを全クライアントに適用作業すること。
  - 連携タイミングは、学齢簿システムのデータを同期する月時処理時とする。
- ②本システムは、全ての箕面市立小中学校（小中一貫校を含む）を一元的に管理運用できること。また、再転入や市内転居時にも一元的に管理、運用できること。
- ③任意のデータを条件抽出できる機能を有すること。
- ④箕面市の学齢簿のデータとの同期を毎月、図る設定とする。データの取込手段は、媒体を想定している。なお、インターフェースの定義については、委託者と協議した上、決定するものとする。
- ⑤委託者が指摘した内容については、委託者と協議の上、修正を行う。

## 業務（２）

### 1. 業務名

箕面市学校徴収金システムの保守業務

### 2. 履行期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

※ただし、業務（１）の導入状況により箕面市教育委員会と協議のうえ履行期間を変更することがある。平成31年3月31日までの保守については、業務（１）の範囲内で対応すること。

### 3. 履行場所

市庁舎（箕面市西小路4丁目6番1号）等

### 4. 業務内容

（１）箕面市学校徴収金システム及びハードウェア・ソフトウェア・ネットワークの円滑な運用を維持するために必要な一切の作業をおこなう。

#### 【機器保守内容】

○サーバ

月～金の9:00～17:00の間、当日出張修理対応が可能であること。また、電話対応については可能な限り対応することとし、月～金の17:00までは対応すること。

○クライアント端末、プリンタ

月～金の9:00～17:00の間、翌営業日の出張修理対応が可能であること。定期交換部品の部品代も保守費に含むこと。

※ネットワーク機器・その他付属機器等の保守については、別途箕面市教育委員会と協議すること。

（２）システムの運用支援として、年1回（4月）実施する進級等の年次処理には、必要工数に応じたS Eの派遣対応を行うこと。

（３）適宜発生する事象などに関する電話相談対応、必要に応じたS Eの派遣対応などを行うこと。契約期間中に行われる法改正に対応するためのシステムの改修については、可能な限り本業務の範囲内とし、別途経費を発生させないこと。なお、別途経費が発生する場合は、その理由を具体的に示すとともに、積算根拠を可能な限り詳細に示すこと。

（４）重要障害発生時は、可能な限り早急に問題の解決に努めることとし、遅くとも本市担当者の連絡があってから24時間以内には問題を解決又は代替措置による運用が可能な状態とすること。

（５）重要障害発生時の対応方針や対応人員をあらかじめ明確にし、責任者を事前に報告すること。

## 5. 長期継続契約

箕面市学校徴収金システムの保守業務については箕面市長期継続契約に関する条例(平成21年箕面市条例第44号)に基づく長期継続契約に係る入札である。契約期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとするが、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合等は、契約を変更又は解除することがある。

## 業務（１）（２）共通事項

### 1. 個人情報の保護

- (1) JISQ15001（個人情報保護マネジメントシステム—要求事項）に準拠した個人情報の適切な取り扱いを実施すること。
- (2) 業務で取り扱う個人データは、箕面市個人情報保護条例を遵守すること。

### 2. 不測の事態への対応

- (1) 事業者は、不測の事態が生じた場合、直ちに箕面市教育委員会に報告しなければならない。  
業務遂行に問題が生じる可能性のある場合も同様とし、箕面市教育委員会と協議の上、対処する。
- (2) 事業者は、不測の事態に対処するための管理体制を整えておかなければならない。
- (3) 非常変災等による日程の変更が生じた場合等については、箕面市教育委員会から事業者に連絡する。また、協議の上、事業日程等の変更を行う。

### 3. 損害賠償

事業者は、業務の履行に伴い、本市もしくは第三者に損害を与えた場合は、損害賠償に応じること。

### 4. 留意事項

- (1) 事業者は、本契約に関して箕面市教育委員会が開示した情報等（公知の情報等を除く。以下同じ。）及び契約履行過程で生じた納入成果物等に関する情報を本契約の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。  
なお、当該情報等を本契約以外の目的に使用又は第三者に開示する必要がある場合は、事前に箕面市教育委員会に承認を得ること。
- (2) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら箕面市教育委員会の責めに帰する場合を除き、事業者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、箕面市教育委員会は係る紛争等の事実を知ったときは、事業者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を事業者に委ねる等の協力措置を講ずるものとする。

### 5. その他

本システム導入5年後に想定している機器更新に伴うシステム及びデータ移行にかかる経費についても、本入札において別途提出させる見積書（様式19-1）記載の金額を上限とし、当該業務に係る契約締結時に協議するものとする。

また、本システムを再更新する際、他社のシステムを導入する場合に必要な本システムからのデータの抽出に係る費用は、本入札において別途提出させる見積書（様

式19-2)記載の金額を上限とし、当該抽出業務に係る契約締結時に協議するものとする。

なお、再更新する際引き続き同一社のシステムを導入する場合には、当該経費は支払わないものとする。

## 6. 補則

本仕様に定めのない事項については事業者と箕面市教育委員会が協議の上、決定する。